

第4回長浜市市民協働推進会議 次第

令和元年10月9日(水)午後1時30分～
長浜市役所1階多目的ルーム1

1 開 会

2 議 事

(1) アンケート調査集計結果について

(2) (仮称)長浜市市民協働のまちづくり推進条例(案)中間とりまとめについて

(3) 長浜市市民協働推進計画骨子(たたき台)について

3 その他

・次回会議：10月21日(月)18:00～20:00
場所：長浜市役所4階4-A会議室

4 閉 会

■ アンケート調査実施概要

- 5団体を対象にアンケート調査を実施

区分	対象	抽出条件	実施方法	回答数	回答率
市民	2,000	18歳以上市民	郵送	679	34.0%
地域づくり協議会	24	全数	郵送	24	100.0%
自治会	426	全数	自治会発送	315	73.9%
市民活動団体	115	市登録団体・NPO法人	郵送	62	53.9%
職員	706	正規職員	庁内LAN	204	28.9%

- 設問の中で、課題、活動を充実するために必要なこと、市が優先して行うべき施策については、各団体に質問
- 結果を比較すると、各団体で傾向があり、仕組みの検討にあたって参考とする。

<団体別の主な課題>

市民	活動の輪を広げる方法、財政的支援
地域づくり協議会	人材の育成・確保、活動への理解、高齢化、職員の関わり
自治会	高齢化、役員・活動の負担軽減、財政的支援、情報収集・発信
市民活動団体	活動の担い手確保・人材育成、情報収集・発信
職員	団体の情報収集・発信、協働を支援する機関の必要性

- アンケート調査結果については、今年度制定・策定する条例・計画に反映するだけでなく、計画策定後に仕組みを具体化するために実施する事業の検討にも活用する。

課題	活動を充実させるために必要なこと	市が優先して行うべき施策
<市民>	<市民>	<市民>
1 活動の輪が広がらない・担い手が不足している 36.6%	1 みんなが気軽に参加できる地域イベントの開催 45.2%	1 地域活動や市民活動情報の収集と発信 42.0%
2 活動に携わる時間がない 32.5%	2 若い世代などの幅広い人たちへの参加呼び掛け 44.3%	2 協働による事業への財政的支援 35.3%
3 自分たちではどうすることもできないことがある 30.7%	3 住民一人ひとりが地域への関心を高めること 36.8%	3 協働への理解と参加を促すための広報などの普及啓発の推進 31.8%
<地域づくり協議会>	<地域づくり協議会>	<地域づくり協議会>
1 役員の引き受け手が不足している 75.0%	1 人材の育成・確保 91.7%	1 地域や協働事業に関わる職員を支援する体制づくり 47.6%
2 会員が高齢化している 62.5%	2 地域住民の意識啓発 70.8%	2 協働への理解と参加を促すための広報などの普及啓発の推進 33.3%
2 特定の会員しか運営・行事に参加しない 62.5%	3 市職員の積極的な地域活動への関わり 54.2%	3 協働による事業への財政的支援 33.3%
2 市民等に十分活動が認知されていない 62.5%		
<自治会>	<自治会>	<自治会>
1 会員が高齢化している 72.9%	1 活動の簡素化、合理化 62.7%	1 協働による事業への財政的支援 46.3%
2 役員の引き受け手が不足している 68.4%	2 若い世代への参加の呼びかけ 44.8%	2 地域活動や市民活動情報の収集と発信 44.9%
3 役員の負担が重い 61.6%	3 市からの資金・活動援助 41.2%	3 各主体のつなぎ役やノウハウの提供・相談などを専門に行う支援機関の設置 26.5%
<市民活動団体>	<市民活動団体>	<市民活動団体>
1 活動の担い手が不足している 54.8%	1 人材の育成・確保 59.3%	1 地域活動や市民活動情報の収集と発信 46.2%
2 新しい会員が増えない 43.5%	2 活動の発表・PRする機会 27.1%	2 協働による事業への財政的支援 38.5%
3 会員が高齢化している 37.1%	3 地域内の他の団体・グループとの交流・情報交換の機会 23.7%	3 協働への理解と参加を促すための広報などの普及啓発の推進 28.8%
	3 活動に対する資金援助 23.7%	
	<職員>※相手側に期待すること	<職員>
	1 自発性、自立性の向上 53.4%	1 地域活動や市民活動情報の収集と発信 34.8%
	2 活動の継続性、安定性 50.5%	1 協働の担い手を育成するための研修会などの開催 34.8%
	3 行政の仕組みや手法に対する理解 44.6%	3 各主体のつなぎ役やノウハウの提供・相談などを専門に行う支援機関の設置 29.9%

◆ アンケート調査結果 <市が優先して行うべき施策>

N =	635	21	272	52	204
-----	-----	----	-----	----	-----

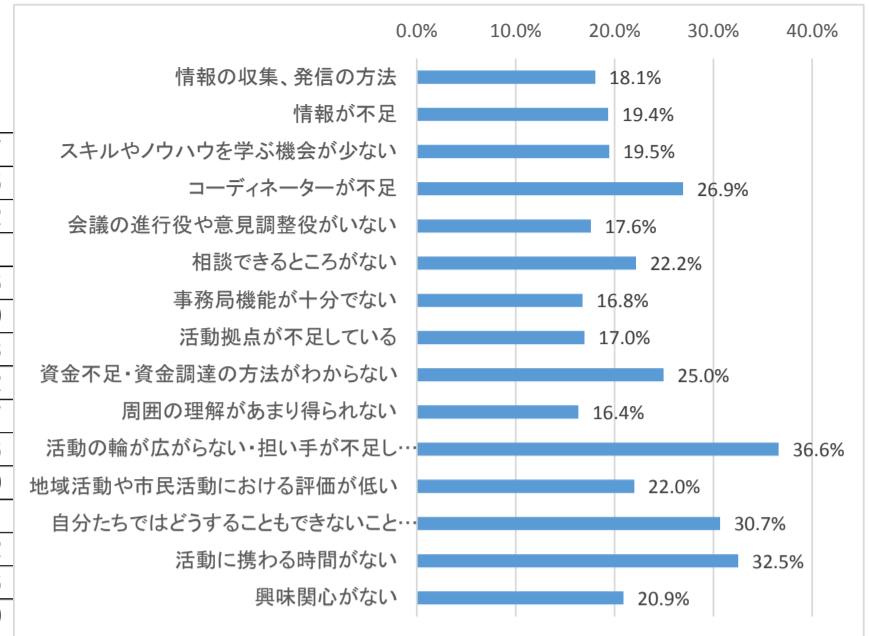
コード	区分	市民	地協	自治会	市民活動団体	職員
1	地域活動や市民活動情報の収集と発信	42.0%	19.0%	44.9%	46.2%	34.8%
2	協働への理解と参加を促すための広報などの普及啓発の推進	31.8%	33.3%	25.0%	28.8%	18.6%
3	協働の担い手を育成するための研修会などの開催	23.3%	28.6%	19.9%	13.5%	34.8%
4	各主体のつなぎ役やノウハウの提供・相談などを専門に行う支援機関の設置	26.6%	19.0%	26.5%	15.4%	29.9%
5	協働を推進する拠点となる場所（施設）の提供	17.5%	4.8%	6.3%	15.4%	9.8%
6	協働による事業への財政的支援	35.3%	33.3%	46.3%	38.5%	28.9%
7	協働についての事業の企画立案、事業実施、事業評価への市民参加	11.7%	14.3%	5.9%	13.5%	14.2%
8	市民が協働事業を提案できる制度の設立	11.3%	9.5%	8.8%	11.5%	15.7%
9	市保有データの積極的な公開による市民参画や新たな官民連携の促進	8.3%	4.8%	4.4%	15.4%	6.4%
10	先端技術を活用して新しい方法で地域課題を解決する取り組み	12.1%	9.5%	15.4%	11.5%	7.8%
11	地域や協働事業に関わる職員を支援する体制づくり	21.3%	47.6%	21.0%	21.2%	17.6%
12	その他	3.6%	4.8%	5.9%	5.8%	2.0%

◆ アンケート調査結果 <課題>

■ 市民アンケート

問17 あなたは、地域活動や市民活動を進める上で、どのようなことが課題だと思いますか。
(※1=そう思うと回答した人の数)

No.	設問	人数	率	N
1	情報の収集、発信の方法	115	18.1%	637
2	情報が不足	123	19.4%	635
3	スキルやノウハウを学ぶ機会が少ない	125	19.5%	642
4	コーディネーターが不足	170	26.9%	631
5	会議の進行役や意見調整役がない	112	17.6%	636
6	相談できる場所がない	142	22.2%	640
7	事務局機能が十分でない	107	16.8%	638
8	活動拠点が不足している	109	17.0%	642
9	資金不足・資金調達の方法がわからない	159	25.0%	637
10	周囲の理解があまり得られない	104	16.4%	636
11	活動の輪が広がらない・担い手が不足している	238	36.6%	650
12	地域活動や市民活動における評価が低い	141	22.0%	641
13	自分たちではどうすることもできないことがある	197	30.7%	642
14	活動に携わる時間がない	210	32.5%	646
15	興味関心がない	136	20.9%	650

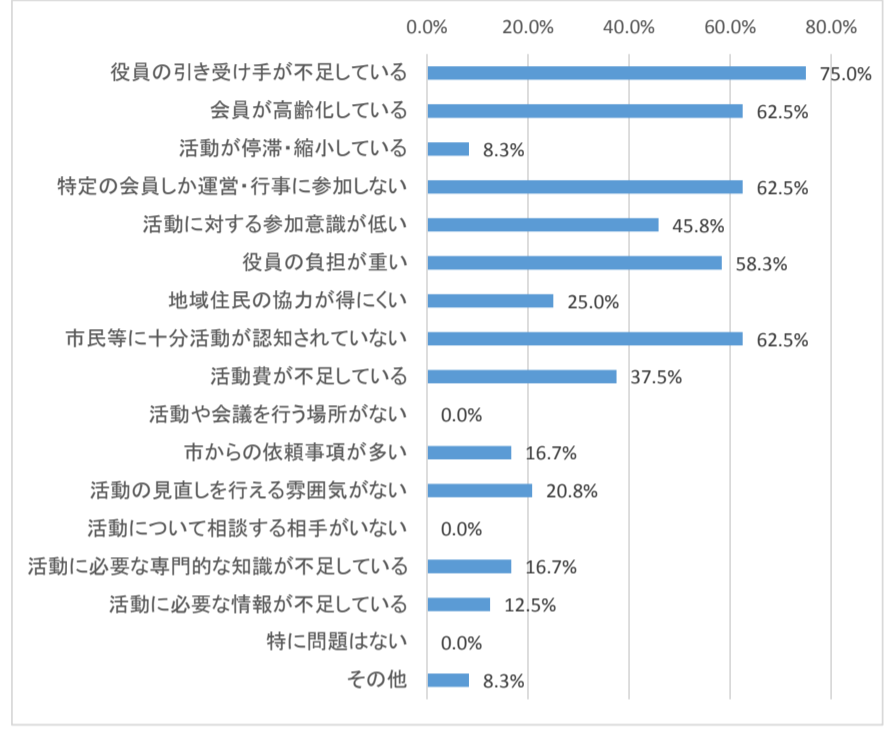


■ 地域づくり協議会

N= 24

問8 貴協議会の活動を行っていくうえで、課題となっていることは何ですか。

コード	区分	地協数	率
1	役員の引き受け手が不足している	18	75.0%
2	会員が高齢化している	15	62.5%
3	活動が停滞・縮小している	2	8.3%
4	特定の会員しか運営・行事に参加しない	15	62.5%
5	活動に対する参加意識が低い	11	45.8%
6	役員の負担が重い	14	58.3%
7	地域住民の協力が得にくい	6	25.0%
8	市民等に十分活動が認知されていない	15	62.5%
9	活動費が不足している	9	37.5%
10	活動や会議を行う場所がない	0	0.0%
11	市からの依頼事項が多い	4	16.7%
12	活動の見直しを行える雰囲気がない	5	20.8%
13	活動について相談する相手がいない	0	0.0%
14	活動に必要な専門的な知識が不足している	4	16.7%
15	活動に必要な情報が不足している	3	12.5%
16	特に問題はない	0	0.0%
17	その他	2	8.3%
0	無回答	0	

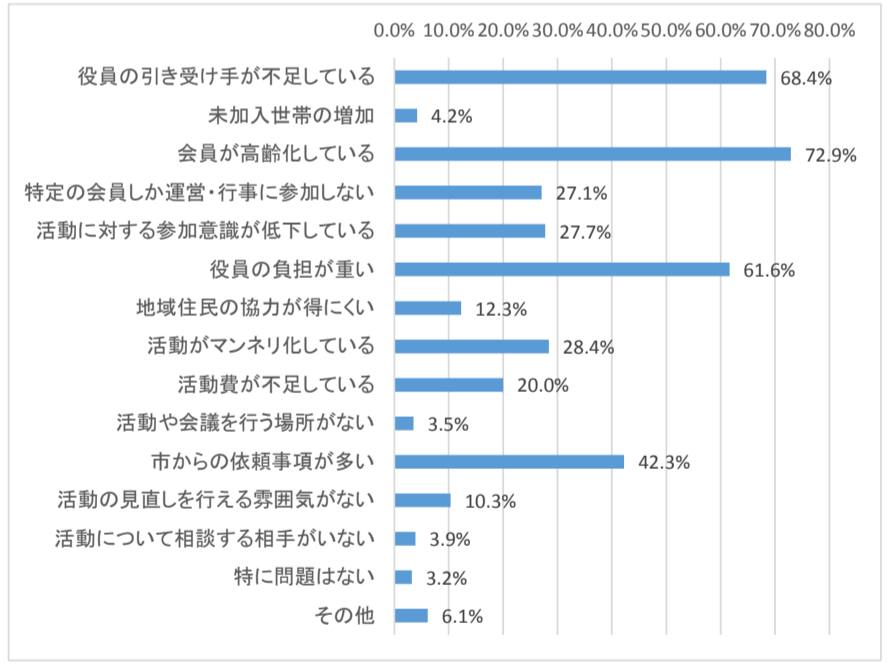


■ 自治会

N= 310

問14 貴自治会の活動を行っていくうえで、課題となっていることは何ですか？

コード	区分	自治会数	率
1	役員の引き受け手が不足している	212	68.4%
2	未加入世帯の増加	13	4.2%
3	会員が高齢化している	226	72.9%
4	特定の会員しか運営・行事に参加しない	84	27.1%
5	活動に対する参加意識が低下している	86	27.7%
6	役員の負担が重い	191	61.6%
7	地域住民の協力が得にくい	38	12.3%
8	活動がマンネリ化している	88	28.4%
9	活動費が不足している	62	20.0%
10	活動や会議を行う場所がない	11	3.5%
11	市からの依頼事項が多い	131	42.3%
12	活動の見直しを行える雰囲気がない	32	10.3%
13	活動について相談する相手がいない	12	3.9%
14	特に問題はない	10	3.2%
15	その他	19	6.1%
0	無回答	5	

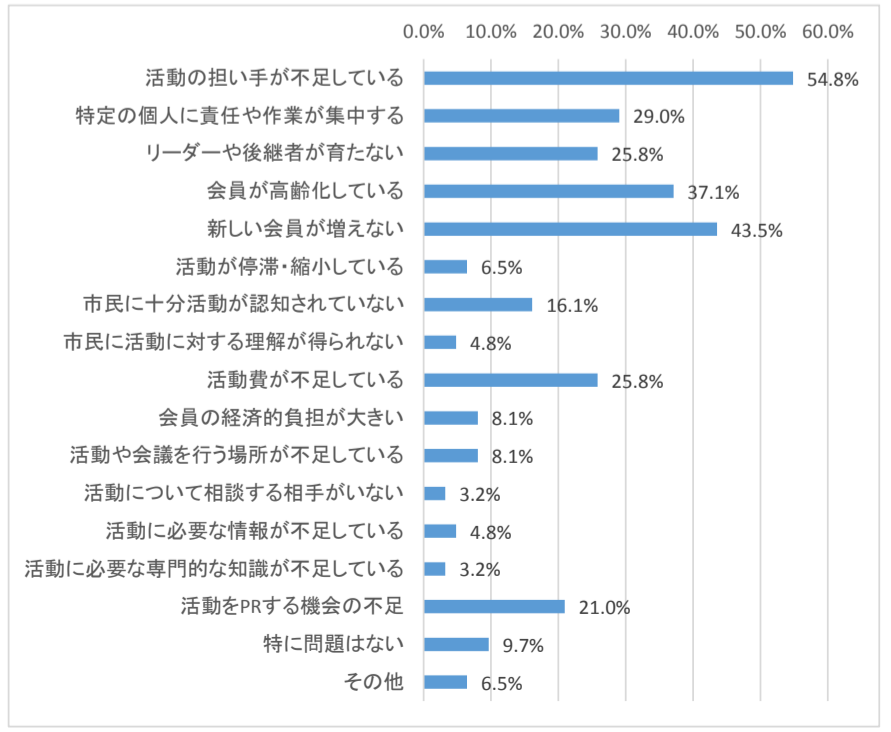


■ 市民活動団体

N= 62

問10 貴団体の活動を行っていくうえで、課題となっていることは何ですか。

コード	区分	団体数	率
1	活動の担い手が不足している	34	54.8%
2	特定の個人に責任や作業が集中する	18	29.0%
3	リーダーや後継者が育たない	16	25.8%
4	会員が高齢化している	23	37.1%
5	新しい会員が増えない	27	43.5%
6	活動が停滞・縮小している	4	6.5%
7	市民に十分活動が認知されていない	10	16.1%
8	市民に活動に対する理解が得られない	3	4.8%
9	活動費が不足している	16	25.8%
10	会員の経済的負担が大きい	5	8.1%
11	活動や会議を行う場所が不足している	5	8.1%
12	活動について相談する相手がいない	2	3.2%
13	活動に必要な情報が不足している	3	4.8%
14	活動に必要な専門的な知識が不足している	2	3.2%
15	活動をPRする機会の不足	13	21.0%
16	特に問題はない	6	9.7%
17	その他	4	6.5%
0	無回答	0	

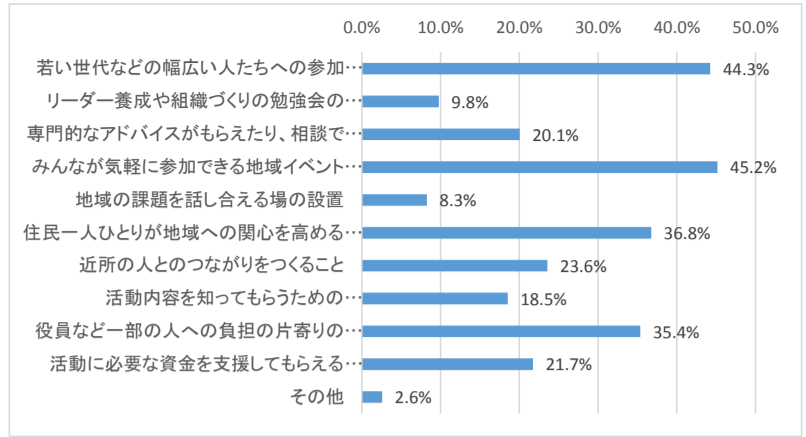


◆ アンケート調査結果 < 充実させるために必要なこと >

■ 市民アンケート N= 653

問18 地域活動や市民活動をより活発にするには、主に何が必要であると思いますか。
(※あてはまるもの3つ)

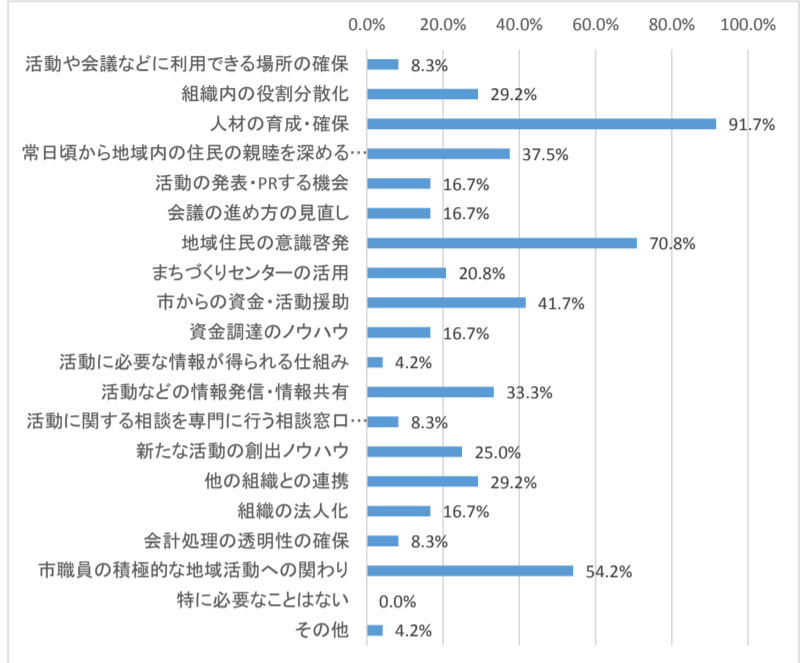
No.	設問	人数	率
1	若い世代などの幅広い人々への参加呼び掛け	289	44.3%
2	リーダー養成や組織づくりの勉強会の実施	64	9.8%
3	専門的なアドバイスがもらえたり、相談できたりする支援機関	131	20.1%
4	みんなが気軽に参加できる地域イベントの開催	295	45.2%
5	地域の課題を話し合える場の設置	54	8.3%
6	住民一人ひとりが地域への関心を高めること	240	36.8%
7	近所の人とのつながりをつくること	154	23.6%
8	活動内容を知ってもらうための情報発信の強化	121	18.5%
9	役員など一部の人への負担の片寄りの軽減	231	35.4%
10	活動に必要な資金を支援してもらえる制度の構築	142	21.7%
11	その他	17	2.6%
12	無回答	26	



■ 地域づくり協議会 N= 24

問9 課題を解決し、貴協議会の運営や活動を充実させるためには、どのようなことが必要だと思われるか。

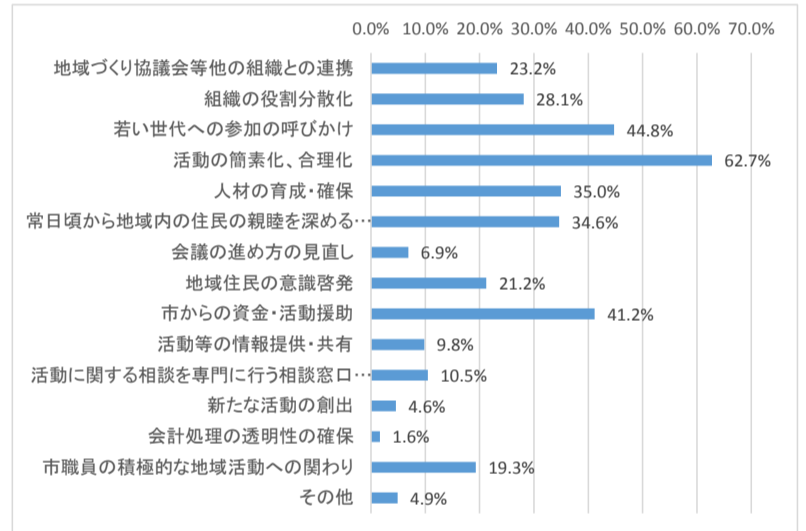
コード	区分	地協数	率
1	活動や会議などに利用できる場所の確保	2	8.3%
2	組織内の役割分散化	7	29.2%
3	人材の育成・確保	22	91.7%
4	常日頃から地域内の住民の親睦を深めること	9	37.5%
5	活動の発表・PRする機会	4	16.7%
6	会議の進め方の見直し	4	16.7%
7	地域住民の意識啓発	17	70.8%
8	まちづくりセンターの活用	5	20.8%
9	市からの資金・活動援助	10	41.7%
10	資金調達ノウハウ	4	16.7%
11	活動に必要な情報が得られる仕組み	1	4.2%
12	活動などの情報発信・情報共有	8	33.3%
13	活動に関する相談を専門に行う相談窓口の設置	2	8.3%
14	新たな活動の創出ノウハウ	6	25.0%
15	他の組織との連携	7	29.2%
16	組織の法人化	4	16.7%
17	会計処理の透明性の確保	2	8.3%
18	市職員の積極的な地域活動への関わり	13	54.2%
19	特に必要なことはない	0	0.0%
20	その他	1	4.2%
0	無回答	0	



■ 自治会 N= 306

問15 課題を解決し、自治会の運営や活動を充実させるためには、どのようなことが必要だと思われるか。

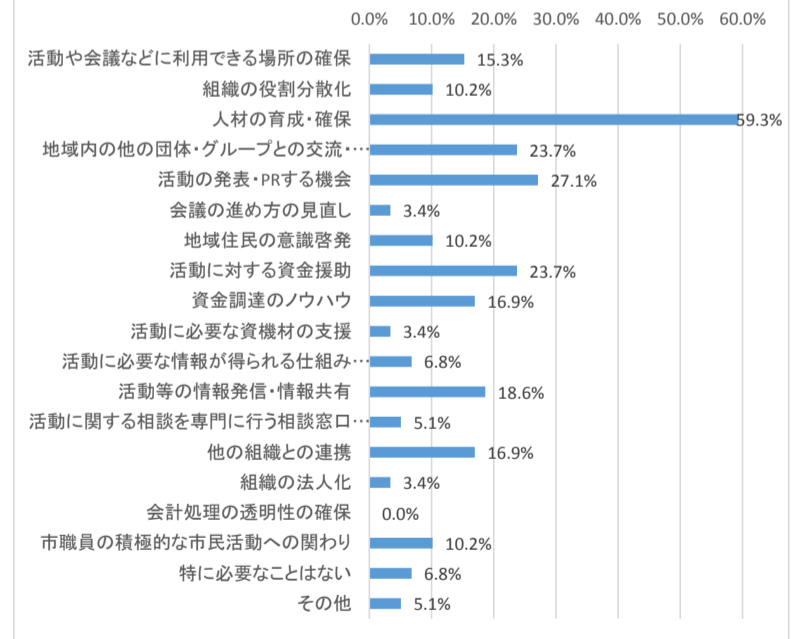
コード	区分	自治会数	率
1	地域づくり協議会等他の組織との連携	71	23.2%
2	組織の役割分散化	86	28.1%
3	若い世代への参加の呼びかけ	137	44.8%
4	活動の簡素化、合理化	192	62.7%
5	人材の育成・確保	107	35.0%
6	常日頃から地域内の住民の親睦を深めること	106	34.6%
7	会議の進め方の見直し	21	6.9%
8	地域住民の意識啓発	65	21.2%
9	市からの資金・活動援助	126	41.2%
10	活動等の情報提供・共有	30	9.8%
11	活動に関する相談を専門に行う相談窓口の設置	32	10.5%
12	新たな活動の創出	14	4.6%
13	会計処理の透明性の確保	5	1.6%
14	市職員の積極的な地域活動への関わり	59	19.3%
15	その他	15	4.9%
0	無回答	9	



■ 市民活動団体 N= 59

問11 課題を解決し、貴団体の運営や活動を充実させるためには、どのようなことが必要だと思われるか。

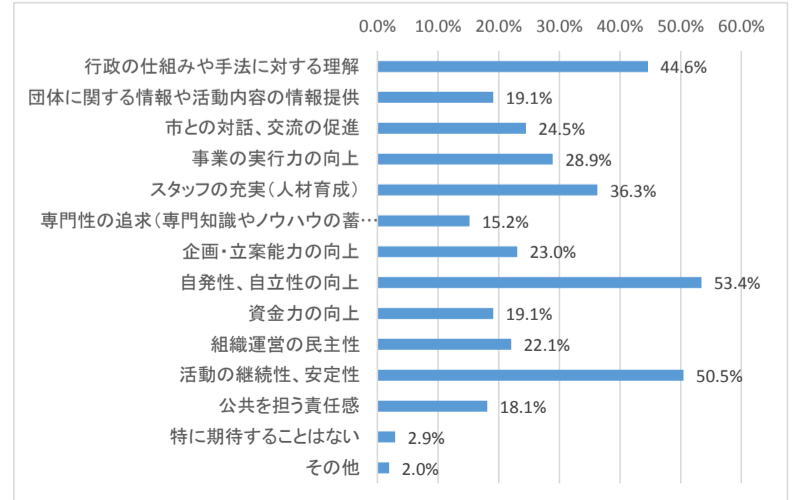
コード	区分	団体数	率
1	活動や会議などに利用できる場所の確保	9	15.3%
2	組織の役割分散化	6	10.2%
3	人材の育成・確保	35	59.3%
4	地域内の他の団体・グループとの交流・情報交換の機会	14	23.7%
5	活動の発表・PRする機会	16	27.1%
6	会議の進め方の見直し	2	3.4%
7	地域住民の意識啓発	6	10.2%
8	活動に対する資金援助	14	23.7%
9	資金調達ノウハウ	10	16.9%
10	活動に必要な資機材の支援	2	3.4%
11	活動に必要な情報が得られる仕組み(メーリングリストなど)	4	6.8%
12	活動等の情報発信・情報共有	11	18.6%
13	活動に関する相談を専門に行う相談窓口の設置	3	5.1%
14	他の組織との連携	10	16.9%
15	組織の法人化	2	3.4%
16	会計処理の透明性の確保	0	0.0%
17	市職員の積極的な市民活動への関わり	6	10.2%
18	特に必要なことはない	4	6.8%
19	その他	3	5.1%
0	無回答	3	



■ 職員 N= 204

問8 今後、市民等との協働を進める上で、相手側に期待することは何ですか。

コード	区分	団体数	率
1	行政の仕組みや手法に対する理解	91	44.6%
2	団体に関する情報や活動内容の情報提供	39	19.1%
3	市との対話、交流の促進	50	24.5%
4	事業の実行力の向上	59	28.9%
5	スタッフの充実(人材育成)	74	36.3%
6	専門性の追求(専門知識やノウハウの蓄積)	31	15.2%
7	企画・立案能力の向上	47	23.0%
8	自発性、自立性の向上	109	53.4%
9	資金力の向上	39	19.1%
10	組織運営の民主性	45	22.1%
11	活動の継続性、安定性	103	50.5%
12	公共を担う責任感	37	18.1%
13	特に期待することはない	6	2.9%
14	その他	4	2.0%
0	無回答	0	



区分	条	項目（案）	内容（案）	条文（案）
前文	前文		条例制定の趣旨や目的、基本原則などを示すもの。 急激な人口減少や少子・高齢化の進展、地域コミュニティの低下などが進み、地域課題の解決が困難になる中で、多様な主体が連携し、新たな発想で協働のまちづくりを推進し、持続可能で活力ある地域社会の実現を目指す決意等を示す。	地方分権の進展、住民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化など、社会環境の大きな変化に加え、地震などの大規模災害への対応を図っていくため、長浜市では、市町合併を行うとともに、平成23年に、新たな自治の基本的なあり方や市民と行政の役割などを明らかにした「長浜市市民自治基本条例」を制定しました。 しかしながら、急激な人口減少や少子・高齢化の進展、地域の連帯意識の低下などにより、家族をはじめ、自治会、行政といった主体の規模の縮小化とともに、ぜい弱化が進んでいます。今後の地域社会のあり方を考えると、より深刻な状況が懸念され、しかも、これまでの価値観、制度や仕組みでは対応していけないものと考えられます。 これからの様々な地域課題を解決していくためには、市民、市民活動団体、事業者や行政など様々なまちづくりの主体が、対等な立場に立ち、ともに手を取り合い、それぞれの持ち味や特性を十分に発揮しながら、互いに、協働・連携していくことが大切であり、多様な主体の参画を促す新たな仕組みや体制づくりが必要です。 こうしたことを踏まえ、市民自治基本条例を礎として、持続可能で活力ある地域社会を実現していくため、総合的、計画的に、市民協働のまちづくりを推進できるよう、ここに「長浜市市民協働のまちづくり推進条例」を制定することとしました。
総則	第1条	目的	多様な主体の協働によるまちづくりの基本原則および基本的事項を定めることで、社会構造の変化に対応し、豊かで活力ある持続可能地域社会を実現することを目的とする。	この条例は、多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。
	第2条	定義	各主体（市民、地域づくり協議会、地縁による団体、分野型市民活動団体、事業者、教育機関、中間支援組織）、協働、まちづくり、多様な主体等、当該条例において基本的な用語の定義を定める。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内において事業活動若しくは市民活動を行うもの若しくは団体をいう。 (2)地域づくり協議会 長浜市市民自治基本条例（平成23年条例第1号）第25条第1項に規定する団体をいう。 (3)地縁による団体 自治会等地縁を基盤として形成された住民を主体とする団体をいう。 (4)分野型市民活動団体 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動その他の社会活動を行う団体をいう。 (5)事業者 市内において、事業活動を行う者又は団体をいう。 (6)教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。 (7)中間支援組織 まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民又は市民と市の間に立って協働によるまちづくりを推進する組織をいう。 この条例において「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。 この条例において「まちづくり」とは、地域の社会課題の解決を図り、活力ある住みやすい地域社会を形成することをいう。 この条例において「多様な主体」とは、第1項に規定する地域づくり協議会、地縁による団体、分野型市民活動団体、事業者、教育機関等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。 この条例において「地域の社会課題解決に関する取組」とは、地域の社会課題を解決するための取組をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)宗教、政治又は営利を主たる目的とする活動 (2)暴力団（●●に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（●●に規定する暴力団員をいい、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある活動
	第3条	基本理念	多様な主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協力して協働によるまちづくりを進めるうえで各主体が踏まえる考え方（協働の原則）を定める。	市民協働のまちづくりの推進は、多様な主体が、それぞれの役割を認識するとともに、次に掲げる協働の原則に基づき、相互に連携・協力することにより行われなければならない。 (1)多様な主体は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。 (2)多様な主体は、市民協働のまちづくりに関する情報を相互に提供し、又は公開することにより、その情報の共有に努めること。 (3)多様な主体は、各主体が行う活動の自主性及び自立性を尊重すること。
各主体の役割	第4条	市民の役割	各種団体に属する、属さないに関係なく、すべての市民に共通する基本的な役割を定める。	市民は、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むとともに、市及び他の市民と適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むよう努めるものとする。 市民は、協働のまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。
	第5条	地域づくり協議会の役割	多岐にわたる地域課題に総合的に対応していく地域づくり協議会の役割を定める。	地域づくり協議会は、地域の社会課題解決のほか市民に関わる公共的な活動を担い、計画的なまちづくりに取り組むものとする。 地域づくり協議会は、自治会をはじめとする多様な主体と連携し、及び協力するよう努めるものとする。
	第6条	地縁による団体の役割	自治会など地縁による団体の役割を定める。	地縁による団体は、その地縁の基礎となる区域に住所を有する住民同士の連携を深めるよう努めるとともに、自主的かつ主体的な活動により、当該区域の身近な課題に対応するよう努めるものとする。 地縁による団体は、その地縁の基礎となる区域のまちづくりを担う地域づくり協議会の運営及び活動に積極的に参画又は連携するよう努めるものとする。

区分	条	項目（案）	内容（案）	条文（案）
	第7条	分野型市民活動団体の役割	ボランティア団体やNPO法人など、分野（テーマ）ごとに市民活動を行っている分野型市民活動団体の役割を定める。	分野型市民活動団体は、その活動する分野における知識及び経験を活用して、協働のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。 分野型市民活動団体は、多様な主体と連携し、又は協力するよう努めるものとする。
	第8条	事業者の役割	事業者が協働のまちづくりの推進に果たすことが期待される役割について定める。	事業者は、地域社会の一員として、地域社会との連携を深めるとともに、自らの特性及び資源を生かし、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。
	第9条	教育機関の役割	教育機関が、その専門性を生かし、協働のまちづくりで果たす役割について定める。	教育機関は、地域社会の発展に資するよう、その専門性を生かし、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。
	第10条	中間支援組織の役割	第三者の立場から、多様な主体をつなげコーディネートする中間支援組織の役割を定める。	中間支援組織は、市民に対し、市民活動の活性化を図るための支援を行うとともに、多様な主体の連携を促進し、又は調整を行うよう努めるものとする。
	第11条	市の役割	協働のまちづくりを推進するために、市が担うべき役割について総括的に定める。	市は、市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。 市は、協働によるまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めるものとする。 市は、多様な主体と連携し、及び協力するよう努めるものとする。 市は、市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行うよう努めるものとする。
市民協働推進計画	第12条	市民協働推進計画の策定	この条例の実効性を担保するために、協働のまちづくりを推進するために策定する市民協働推進計画について定める。具体的には、計画に、市民協働のまちづくりの推進に関する目標、推進施策等について定めることや計画の見直しにあたって、市民協働推進会議の意見を聞くことなどを定める。	市は、市民協働のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民協働推進計画を策定しなければならない。 市民協働推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 市民協働のまちづくりの推進に関する目標 (2) 市民協働のまちづくりの推進のための施策に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市民協働のまちづくりの推進に関する重要事項 市は、市民協働推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ長浜市市民協働推進会議の意見を聴かなければならない。 市は、市民協働推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。 前2項の規定は、市民協働推進計画の変更について準用する。
中間支援組織	第13条	中間支援組織の指定	多様な主体の協働によるまちづくりを支援する中間支援組織を指定することについて定める。	市長は、多様な主体の協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市間に立って支援する中間支援組織を別に定めるところにより指定することができる。 前項の規定により指定された中間支援組織は、市の協働によるまちづくりの推進に積極的に協力するものとする。 市は、第1項の規定により指定された中間支援組織を積極的に活用するものとする。
市の取組	第14条	市の支援体制	職員研修やまちづくりに取り組む職員を支援する環境整備、組織間連携、地域づくりの拠点施設のネットワーク化など、市民協働のまちづくりを推進するために市が講じる支援体制について定める。	市は、市民協働のまちづくりに対する職員の理解を深めるため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 市は、地域の社会課題を把握し、積極的にまちづくりに取り組む職員を支援するため、必要な環境整備に努めるものとする。 市は、市民協働のまちづくりを推進する施策の実施に当たっては、関係部局間の連携を図らなければならない。 市は、市民協働センターを軸とし、市民まちづくりセンターを核とした、地域におけるまちづくりを支援する体制の構築に努めるものとする。
	第15条	情報の支援等	市民協働のまちづくりの推進に必要な情報の共有や情報発信が円滑に行われるよう市が支援することについて定める。	市は、市民協働のまちづくりを推進するため、必要な情報の収集に努めるとともに、適切な方法により、その情報を市民及び事業者に対して積極的に提供するものとする。 市は、市民自らが行う市民協働のまちづくりを推進する活動に関する情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。 市は、市民協働のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
	第16条	人材の育成支援	市が市民協働のまちづくりを担う人材の育成に必要な環境づくりに努めることについて定める。	市は、市民協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関して広く、又は段階的に学べる機会を設けるなど、市民協働のまちづくりを担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。
	第17条	市民協働のまちづくり活動の場の支援等	市が市民協働センターや市民まちづくりセンターなど、市民協働のまちづくりを推進する活動を行う場の総合的な支援を行うことについて定める。	市は、市民協働センターを拠点として市民協働のまちづくり活動の総合的な支援を行うとともに、市民まちづくりセンターや地域の公共施設等を活用して市民協働のまちづくりを推進する活動を行う場の支援に努めるものとする。
	第18条	財政的支援	市が市民協働のまちづくりの推進に必要な財政的支援を行うことについて定める。	市は、市民協働のまちづくりを推進するため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行うものとする。
寄付文化の醸成	第19条	寄付文化の醸成	市が市民協働のまちづくりの推進に必要な資金的支援の一つである寄付文化の醸成のための環境づくりに努めることについて定める。	市は、多様な主体による市民協働のまちづくりの推進に必要な資金的支援が活発に行われ、市民協働のまちづくり活動に係る寄附文化が多様な主体の協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。

区分	条	項目（案）	内容（案）	条文（案）
基金	第20条	基金	市が市民協働のまちづくりを推進するために必要な財政的支援を行うための基金を設置することについて定める。	市は、市民協働のまちづくりに係る寄附文化の醸成に資するとともに、市民協働のまちづくりの推進に関する財政的支援に活用するため、別に条例で定めるところにより、●●基金（以下「基金」という。）を設置する。
	第21条	助成	市が基金（※寄付による基金も検討）を原資に市民協働のまちづくりを推進する活動に対して助成を行うことについて定める。	市長は、基金を財源として、市民協働のまちづくりを推進する活動を行うものに対し、その活動に係る資金の助成を行うことができる。 市長は、前項の助成を行うに当たっては、市民協働推進会議の意見を聴かなければならない。
市民協働事業	第22条	市民協働事業	地域の社会課題を解決するため、多様な主体からの提案に基づき、主体間の連携のもと実施する市民協働事業について定める。 また、市の業務に対する協働提案についても定める。	多様な主体は、様々な形態により連携し、地域の社会課題に関する取組を進めるため、市民協働事業を推進するものとする。
				多様な主体は、自らの特性を生かした市民協働事業を提案することができる。
				前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。
				市は、市の業務のうち、多様な主体（市を除く。）の特性を生かすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。
市民協働推進会議	第23条	市民協働推進会議	この条例の多様な主体の協働によるまちづくりの推進を実効性のあるものにするため、市長の附属機関として「長浜市市民協働推進会議」を設置し、当該会議の所掌事務について定める。	市民協働によるまちづくりの推進に関し、必要な事項について調査審議等を行うため、長浜市市民協働推進会議を設置する。
				市民協働推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 推進計画の策定及び評価、並びに見直しに関すること。 (2) 協働によるまちづくりに係る施策の推進及び評価に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関すること。
				長浜市市民協働推進会議は、協働によるまちづくりの推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。
条例の見直し等	第24条	条例の見直し	社会状況の変化等に照らし、条例及び市民協働の諸制度について見直す等必要な措置を講じるものとする。	市は、市民協働の推移状況及び社会状況の変化等に照らし、この条例及び市民協働の諸制度について見直す等必要な措置を講じるものとする。
				前項の場合において、市は市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
雑則	第25条	委任	この条例の施行に関し必要な事項について規則等で定めることを規定する。	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

条項	項目	意見内容	審議会	対応
前文		・鯖江市のように前文を入れて欲しい。前文を高らかにうたって欲しい。 ⇒ 自治基本条例に前文が定められているので、入れなくても良いかなと考えているが、条例策定にける思いを明確にした方が良いということであれば入れる方向で検討したい。市内部の法制担当の考えもあるので、調整したい。	第3回	前文追加する
		・市民協働の推進からいくと、基本理念や考え方前文で示されていないと、条文の意味がわかっていただけない。しっかりとした前文を作って、市民協働を進めていくルールであることを理解してもらわないといけないと思う。	第3回	
		・前文を書くにあたっては、「社会の変化に対応することで持続可能な」ということは対処療法にすぎない。そうではなくて、長浜市がどのような地域を目指していくのか、その姿を説明していくような感じでないと、その場限りのものになる。何のために解決しないといけないのか、どのような手法になるのかということが伝わるようにすることが必要。ぜひ前文は入れて欲しい	第3回	
第1条	目的	内容は良いが、気になるのが他市では「豊かで活力ある」といったポジティブな表現があるが、その表現を抜いた意図は。そういったプラスイメージの表現をぜひ入れて欲しい。	第3回	
第9条	教育機関	教育機関の役割、例えば、市内の大学だけでなく、連携協定を結んでいる滋賀大学や滋賀県立大学等を含む、大学等の役割を条例に盛り込んでどうか。	第2回	教育機関追加
		・教育機関の「特性を生かし」とはどのようなことか。 ⇒ まず教育機関の定義は、草津市と鯖江市の条例では、学校教育法第1条で定める小学校、中学校、高等学校、大学などの学校と定義しており、長浜も同じように考えている。草津市の条例では、第21条に連携の方法が定められていて、教育の成果をまちづくりに生かしていくとなっている ⇒ 学校の役割は大きく、例えば、余呉で文化財フェスタでは、地域の伝統芸能を地域の学校が参加してくれて実現できた。学校が、地域文化を継承することに大きな役割を果たしている。	第3回	
		・成果だけでなく、経過のなかで一緒にやるのが協働につながると思うので、経過も大事	第3回	
		・市長部局と教育委員会との関係性はどうなっているのか。 ⇒ 長浜市では、本来教育委員会にある、社会教育や生涯学習を市民協働部に持ってきている。滋賀県で長浜市だけ市民協働部がある。地域で子供を育てることが大事という意味で、長浜市は市民協働部に生涯学習系があって、学校教育とうまく連携を図り進めていこうとしている。 ⇒ 学校にとって一番負担なことは、地域との関係性を保っていくこと。そこは市民協働部が得意なので、手を取りあって、特性を持ちつつしている。うちの部局・スポーツや文化で、委任を受けて条例を作っているのは、先生がめっちゃくちゃ大変なので、事務的なことを行政がやって学校の負担を抑えている。教育委員会の地域への加重な負担を下げてあげないといけない。条例にそのようなことが入っていたらやりやすくなる。	第3回	
第10条	中間支援組織	・中間支援組織について、定義がないと市民のあいだでは「何？」って感じなので、定義はしっかりと書いて欲しい。	第3回	
		・第10条では、「支援」と「連携」の2つがポイント。「市民と市」「市民同士の連携」という言葉が引っ掛かる。第4条から第11条にかけて、協働のまちづくりの多様な主体について役割が書かれているが、中間支援組織は「市」と「市民」だけに表現がなってしまうのかな。多様な活動をしたい同士の連携にした方が良いのでは。	第3回	
		内容案だけ読むと、中間支援組織の機能が、つなぐだけの気がする。相談に来たら相談にのるだけでなく、中間支援組織自体ももう一歩前へ、主体的に企画していくのが理想の姿なのかと思う。協働のまちづくりは中間支援組織がしっかりしているとスムーズにいくと思うので。	第3回	
		・つないでコーディネートするのはなぜか。コーディネートすることだけが目的ではなくて、コーディネートすることによってどのような効果があるのか。何のためにつないでいるのか。活動が発展したり、展開が豊かになったり、エンパワーになる。そのようなことのためにつなぐ。目的と効果がごちゃ混ぜになるような表記はいけない。つなぐ、コーディネートすることにより成果がある。それだけではない、いろいろな役割を担いながら、地域社会が豊かになっていくことを目指すイメージがあった方が良い。 ⇒ 一番最初にお示しした資料が多様な主体が、いろいろと課題持ちのなかで、協働をしているいろいろな発想で地域課題を解決していくつなぎであるということはおっしゃるとおりである。中間支援組織にどのような機能を付加していくかは、別のところで議論していかないといけない。しっかり記述できるようにしていきたい。	第3回	
		・「市民と市」や「市民同士」では落とし込めない。市民というと、どのような立場で活動するのかとなる。それなら「多様な」にした方がわかりやすいと思う。	第3回	
		・中間支援組織について、組織のあり方や考え方。そこが一番重要なと思うので、条例で一番うたいこんで欲しい。	第3回	
		・中間支援組織の問19の4で、これは中間支援組織のことだと思うが、市民アンケートでこの得票率が低かったらどうするのか。5%くらいしかなかったら、あまり必要とされていないのではないかと仮定される。 ⇒ 2つあると思う。市民向け以外にも、市民活動団体、自治会、地協にもアンケートをしている。その中で、高い、低いがある。そもそも全部低い可能性もある。その優先順位が高くなっている主体を特に支援する中間支援組織を作っていく必要がある。 ⇒ もうひとつは、理解の問題で、どのような課題を解決するために必要な組織か。課題と仕組みの関係性の整理をしているので、課題側で中間支援組織に関わる課題が、課題として認識されているか。課題の部分もみていきたい。その比率も低ければいけない。ただし、アンケートがすべてではないし、数字だけで判断はしない。注意が必要。	第3回	
第16条	人材育成	・人材育成支援について、市民の育成についてはあるが、職員についてはなくて良いか。草津市はある。市職員の育成についても書いた方が良くと思う。 ⇒ 前回の審議会でも、意識改革を条例に盛り込んだ方が良くという意見があったので、検討します。	第3回	
	職員の意識改革	職員の意識改革についても盛り込んでどうか。 市の役割の部分に盛り込んでどうか。	第2回	
第18条	市の財政的支援	市の財政的支援ということは大変重要であるので、ぜひとも条例に盛り込んでいただきたい。	第2回	
第19条	条文の表現方法	市が寄付文化を醸成するという表現は違和感がある。 ⇒ 条例の条文を作成する際に、主語を市とするのか、各主体とするのかによって書きぶりを変える必要がある。その部分は、自治体によって違いがあるので、長浜市としてどのような書き方が良いのか、今後検討していきたい。	第2回	

条項	項目	意見内容	審議会	対応
第22条	パイロット事業	・市民協働パイロット事業をどのように進めていくのか。これからいろいろな市民活動が協働になっていくと思うが、特定の事業について、協働だからと関わっていくのか。 ⇒ 第22条の位置付けについては、正直迷っており、検討が必要。条例で特定事業を位置づけることは特殊。案で入れたのは、協働が進まない分野があるので、そのような分野で強気に協働を進めていくために入れた。協働が進まない分野は理由があるが、協働を進めていかないと解決されない。市民と民間と一緒にやることは必要な考え方であり、その考え方はなくしたくない。	第3回	
		・大きな流れに補助金を出すのとどう違う。地協が協働に手をあげたら、パイロット事業として別枠で支援するのか。パイロット事業をどのように捉えるのかは、基本姿勢に関わる。 ⇒ 協働が行われていない事業をどのように定義するかが問題。考え方としては、モデル、試行実施に対する支援の形を作っていく。すでに支援している補助金とどう違うのかは、条例を作る際に整理が必要。しっかりと検討していきたい。	第3回	
		・モデル事業は条例に入れにくい。鯖江はよくパイロット事業という言葉を使ったな。	第3回	
		⇒ 支援をする期間も決まっていないので、条例に定めるのは適切でないとすれば、計画に盛り込んでいく。	第3回	
		⇒ まちづくりが一番問題だと思っていることはPDCA。PDCAでは遅い！まずD。小さくても良いからやってみて、成果があるなら制度化し、やってみてダメなら今年度で終わりにできる。プランを作るのに精力を尽くすより、まずみんなやってみると、いろいろ見えてくる。まずやってみて結果を出すこと。それから制度化したり、広めたり、始めの一步式の事業を決める。提案募集型とは違う。とりあえず始めてみて、いろいろな活動が行われて、うまく行くものが残っていくので、まちづくりが盛んになる発想。決め打ちができていく。	第3回	
		⇒ 鯖江のスキームというか条文のすばらしさは、誰でも市民協働推進会議で提案でき、会議で決定できるということ。市が決めるのではない。さらに、協働で実施する。もう一步踏み込んだ協働である。パイロット事業を条文に書くかは別として、この考え方を位置付けていかないと、今までの習慣もあるので協働に近づくためには仕組みを変えていかないと難しいと思っている。	第3回	
		行政が一番弱いのは、危ういところに税金を投入できるかという議論が出てしまう。まず、やってみようということ担保するには、このようなところに書かないとできないのではないかな。この考えを盛り込んで良いと思う。	第3回	
		・市民協働パイロット事業を、市民協働推進会議がOKとなったあと、どうなるのか。市はうまくいかないことにお金を出せないと言うなら、結局市がお金を出す制度なのか。 ⇒ お金よりも、市がどのような形で応援できるか、大切にしたい部分を表したい。	第3回	
		・意味がわからないと理解が市民に広まらない。ここに入れる意味がなくなってしまう。「ふ～ん」で終わってしまう。	第3回	
		⇒ おっしゃるとおり。行政の宿命で、市民の税金をお預かりしてとなるとスピードが遅い。一度やり始めたら、効果があるかどうかの検証に時間がかかり、ずっと続いてしまう。合併前、旧長時代、全然お金がなくて、商工会議所などにお金を出してもらって、とりあえずやってみて、うまくいったら、行政にお願いしてお金を出してきたという経緯がある。載せるか載せないかは考えないといけないが、それっぽいことは条例に載せるとか違うことをしてしまう。良いと思ったらすぐ始めてもらう。一番大切なのは、検証。それが条件。そこをしないで次にいくと終わってしまう。それが一番怖い。	第3回	
		⇒ 通常の補助金を想定していない。協働事業なので、事業も市と一緒に、対等に関わっていくことを想定している。ともに作っていく。単にお金を出すだけではない。話はずれるが補助金の出し方も関わってくる。東近江市でされているSIBでは、成果目標を達成したかどうかでお金を払うという仕組みもある。お金を出して終わりではない。出したら終わりではなく、お金を出したところでどう関わって一緒に作っていくかという仕組みを作りたい。寄付をもとに補助先が決まったら、支援した事業に関心を持ってサポートして関わる人が多い。そのような方法もある。お金を出す側、もらう側という2極対立ではなく、一緒に作っていく制度にしたい。そのような支援のやり方の1つとして、パイロット事業も考えていきたい。	第3回	
		・今の表現を条文に入れてはどうか。	第3回	
		自分の地区から「こども食堂」がやりたいという人がいて、とりあえずやってみた。条例に載ってなくてもできた。条例にあげる意味は何か。条例にあげなくても、いつも自分たちでやっていますけどみたいに市民が思うと残念。より効果的ですが、があると良い。東近江に住んでいるのでSIBをやっていますけど、お金ではなくて、応援していますって言うのがSIB。ここでやっているけど、長浜市みんなで応援しているよということが感じられる仕組みになると良い。	第3回	
		・チャレンジを応援するまち「長浜」みたいな姿勢を市民も行政も持ってもらいたい。そこをうまく書けると良い。	第3回	
		・余呉は、地協でかえる号の運行をやっている。まちなかでは必要ないけれど、類似地域に広がっていくと良い。	第3回	
・PDCAのチェックは大事なこと。誰がチェックするか条文に明記した方が良い。協働事業であるかぎり、市民主体の第3者機関が最終的にチェックする。庁内でやっていたりすると大変甘くなる。それではチェック機能は果たせない。市民の目を入れて条文を作してほしい。そうしないと協働にならない。	第3回			
第23条	パートナーシップ	・パートナーシップという言葉が気になる。各主体が独立して対等の関係で連携するという立場に、パートナーシップという言葉はあまりふさわしくない。この言葉は、運命共同体のニュアンスが強く、対等という関係が担保されない懸念がある。例えば、アメリカと日本みたいに主従関係になっているものに使われている。コラボレーションの方が、はるかに対等に意味が近い。コラボレーションは、具体的な課題解決のために、限定的に協力関係を結ぶという意味。5つの事例の中では、鯖江と草津以外はパートナーシップという言葉を使っていない。 ⇒ 文言については事務局で検討する	第3回	
第25条	見直しの規定	長浜市自治基本条例には、見直しの規定があるが、新たに作る協働の条例にも見直しの規定を盛り込んだ方が良い。 ⇒ 今回策定する条例や計画が策定前に考えたように協働の推進に寄与しているか、しっかり仮説の検証をし、必要があれば仕組みの修正を図っていきたくて考えているので、見直しの規定は検討したい。	第2回	見直し規定追加
全体		・どのような形でも良いが、一市民が読んだときにわかるよう、平たい言葉で願う ⇒ 他市同様、長浜市も一条ごとに意味が書かれている逐条解説を作成することを考えている。	第3回	
その他		・議会の位置付けは。 ⇒ ともにまちづくりを進めていく主体だが、議会として方針を出されたり、議会基本条例で議会のスタンスが書かれたりしているため、逆に僭越と言われかねない。 ⇒ 市民自治基本条例で、議会の役割で一番書かれているのは、「市民の意思が市政に反映されるよう市の監視機関の向上に努めるものとする。」とある。対等というより、もうひとつ独立している関係と思う。	第3回	
		・そのように思わずパートナーとしてやれば良いと思う。もちろん議会として制度としての役割はある。ともに地域のことを考えてやれば良いと思う。ただ、監視機能があるので、あんまり馴れ合いにみられるのは良くない。	第3回	

◆ 新たな市民協働の仕組みづくりにかかる検討スケジュール

参考資料

<条例等策定スケジュール>

2019

2020

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
(仮称) 市民協働のまちづくり推進条例 ⇒ 仕組みづくりを進めるために必要な事項を規定(※条例で担保)		キックオフ	たたき台	たたき台	骨子		中間	パブコメ前最終		最終 庁内決定		議会提案	施行
市民協働推進計画 ⇒ 課題解決に必要な仕組み(施策)を位置付け		キックオフ	仕組み案(骨子)	仕組み案(骨子)			中間	パブコメ前最終		最終 庁内決定		議会報告	策定 (全面改定)
事業 ⇒ 仕組みに基づき実施する事業(※主に計画策定後に検討)								予算要求 (一部事業)				議会提案 (一部事業)	本格検討
庁内検討体制	市民協働推進本部会議		第1回 5/7火				第2回 10/2水	第3回 11/1金 第4回 11/18月		第5回 1/15水	第6回 2/5水		
	市民協働推進本部幹事会		第1回 5/15水	第2回 6/27木			第3回 9/25水	第4回 10/23水	第5回 11/6水	第6回 1/8水 第7回 1/22水			
	市民協働推進チーム			第1回 6/24月			第2回 9/26木	第3回 10月下旬		第4回 12月下旬	第5回 1月中旬		

<市民協働推進会議>

2019

2020

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
第1回 ・ 諮問 ・ 諮問趣旨・自治基本条例について ・ 市民協働の推進に向けた仕組みと体制の構築について		第1回 5/31金											
第2回 ・ 市民協働の推進に必要な仕組み(案)について ・ 条例骨子(たたき台)について				第2回 7/10水									
第3回 ・ アンケート調査等の実施状況について ・ 条例案の検討について					第3回 8/28水								
第4回 ・ アンケート集計結果について ・ 条例案(中間とりまとめ)について ・ 計画改定案(骨子たたき台)について							第4回 10/9水						
第5回 ・ 条例最終案について ・ 答申案のとりまとめ							第5回 10/21月						
答申 ・ 答申							答申 10/23水						

<アンケート・意見交換会等>

2019

2020

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
アンケート	市民(回答数: 679/2,000)			7/31水～	～8/21水	結果分析							
	地域づくり協議会(回答数: 24)				8/2金～ 8/21水	結果分析							
	自治会(回答数: 315/426)				8/1 自治会発送	～8/21水	集計 結果分析						
	NPO等市民活動団体(回答数: 62/115)					8/2金～ 8/21水	集計 結果分析						
	職員(回答数: 204)					調査	調査集計 結果分析						
意見交換	まちづくりセンター(6) ※地協が指定管理者のところ				8/30金～	～9/13金							
	商工会議所青年部(YEG)				8/21水								
	社会教育委員				8/22木								
	青年会議所(JC)						10/2水						
	社会福祉協議会						10/3木						
	ワークショップ						9/25水						
パブコメ	パブリックコメント(条例)							11/22金～	12/23月				
	パブリックコメント(計画)								12/21木～	1/14火			

アンケート等の結果は、今年度制定・策定する条例・計画に反映するだけでなく、次年度以降本格的に検討していく事業にも反映